

2012年12月26日

日本共産党東京都議会議員団

買い物弱者をなくし、魅力ある商店街づくりにむけた 東京都への提言

地元の魚屋さんや八百屋さん、スーパーなど身近なお店がなくなり、買い物に不便・困難を感じている買い物弱者は、全国で910万人、東京でも51万人になると言われています。

こうした中で、いま見直されているのが、商店街の役割です。かつて商店街は、地域住民の生活と密接にかかわり、「買い物をする場」だけでなく、住民の「コミュニティの場」でした。しかし、シャッター通りが各地に広がるなど、商店街がさびれ、その役割を果たせなくなっている地域も少なくありません。商店街衰退の原因は様々ですが、歴代政府によって、国民、都民の仕事、雇用、所得が大幅に減らされ購買力が落ちこんでいる上、“ルールなし”ともいべき大型店の出退店がくりかえされる中で、個々の商店、商店街の努力だけでは再生がむずかしくなっています。東京都も、商工指導所の廃止や商工予算の削減などを行い、買い物弱者対策もきわめて不十分でした。

私たちは、商店街を日常生活に欠かせない機能をもった「地域の公共財産」と位置づけ、住民と商店街、行政が一体となって再生にとりくむことが必要だと考えます。このとりくみをすすめることで、買い物弱者をなくすとともに、地域の方々の交流を深め、その土地の文化、歴史、伝統行事、産業が受け継がれていく、新しいまちづくりを提案するものです。

いくつかの地域では、商店街と住民が連携し行政の支援をうけて、買い物弱者支援と、魅力ある商店街づくりへの努力がはじまっています。

日本共産党都議団は、こうした各地の経験にも学んで、東京都が区市町村と協力して以下の事項に取り組むよう提言するものです。

提言1．魅力的な商店街づくりで、地域社会の再生をすすめる

日本共産党都議団は、2010年6月、都議会ではじめて買い物弱者問題を取りあげ、その支援策を求めてきました。この中で都も、今年度から商店街が実施する配達サービスなど区市町村がすすめるモデル事業への支援に踏みだしました。しかし、まだまだ不

十分です。区市町村からは継続的な支援と拡充、全自治体への補助などの要望が出ています。また日本共産党都議団は、2008年第1回定例会で「エコ商店街事業」を提案し、都も環境対応型商店街活性化事業を拡充してきました。こうしたとりくみも、さらに拡充することが必要です。買い物弱者をなくし、住民、消費者にとって魅力的な商店街づくりと地域社会の再生をすすめるため、日本共産党都議団は以下の提案をおこなうものです。東京都がこの提案をふまえて、財政的、技術的支援をすすめるようつよく求めます。

(1) 日用品の買い物・購入に困らないよう「買い物弱者」への支援などを強化する

もう買い物に出られないという方々、歩いて商店街まで行くのが困難だという方々が、生鮮食品、日常雑貨品などの買い物・購入に困らないように、商店街、NPOなどが、ご用聞き、配達、送迎、移動店舗などによる買い物支援に取り組めるようにすること。

商店街への道筋に、休憩スポット、トイレ、ベンチなどを設置できるようにすること。

(2) 魚屋さん、肉屋さん、八百屋さんなど様々な商店がある街づくりをすすめる

魚屋さん、肉屋さん、八百屋さん、惣菜屋さんなどは、商店街に欠かせません。商店街が「横の百貨店」と言われるように、マーケット、料飲食店、電気屋さんなど様々な商店も必要とされています。世帯構成の変化から、はかり売り、卵1個、2個でも売ってお店も求められています。それらのお店を誘致したり、後継者を育成するための研修、業種転換ができるようにすること。

各商店が、商品の産地・放射線量を表示できるようにすること。

(3) 住民の交流、コミュニティの場として商店街を位置づけて支援する

コミュニティ施設があり、子育て世帯も安心して買い物ができ、住民が交流できる商店街にすることが重要です。そのために、区市町村、商店街、NPOなどが、商店街やその周辺に、住民が買い物途中で休息したり、買い物する時に子どもの一時保育ができたり、地域住民が利用できる多目的の交流拠点として使える施設を設置、運営できるようにすること。

商店街・店舗のバリアフリー化、商店街へのベンチ・トイレ(障害者用、子ども用など含め)の設置、商店街で利用できるキャスター付き買い物カゴの導入などができるようにすること。

だれもが安心して買い物を楽しめるように、バリアフリーのまちづくりをすすめ、可能なところから商店街の中での自動車交通を一定の時間帯に規制する「ミニ歩行者天国」ができるようにしたり、商店街周辺への駐車場・駐輪場を整備すること。

(4) 住民、消費者にとって魅力ある商店が増えるよう支援する

地域ブランド、「一店逸品」、B級グルメなどのとりくみにたいして、住民要求の調査、商品開発、店内陳列のやり方や販売促進などについて、専門家、試験研究機関などと協力して推進できるようにすること。

地域の消費者と商店街とを結ぶ情報紙づくりなどができるようにすること。

(5) 環境にやさしいまちづくりにむけた商店街のとりくみを支援する

商店街が、地域の中で、環境にやさしいまちづくりを積極的に推進できるように、地元自治体、消費者、異なる業種などが連携して、環境にやさしい洗剤などの商品開発・販売、不要品リサイクル、カーシェアリングなどのとりくみができるようにすること。

商店街施設への太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー発電、太陽熱利用、商店街、地域から出る天ぷら油、生ゴミなどの資源回収によるエネルギー利用などのとりくみができるようにすること。

提言2 「地域の公共財産」として商店街を守る対策を強化する

子ども会活動、PTA活動、地域の防犯、消防団、お祭りなど、多くの商店街は地域の中で多面的な機能を果たしています。その一方で、どう商店街を活性化していくかについて、多くの商店街が、その方策に悩んでいます。都として、商店街を「地域の公共財産」と位置づけて、商店街を守るため、財政支援、専門家の派遣、専門家による経営診断・相談など、公的支援を思い切って拡充することを求めます。

(1) 商店と商店街の経営努力を支援する

消費者が買い物に行きたくなるような商店・商店街への再生をめざし、品揃え、接客、品質の改善から、店舗・商店街の魅力づくりなど、商店街と地域住民が双方向での取り組めるようにすること。

各店が売れ筋商品・サービスを把握できても、お店単独で素早く消費者に値頃感ある価格で販売するなどの対応は困難です。消費者が、商店街でより良い商品を、量販店などと遜色ない価格で買えるように、各商店街、業種団体などが共同仕入れ、共同物流、情報システムの共同導入などができるようすること。

消費者に品質の良い生鮮食品を提供できるように、商店の仕入れ先として欠かせない卸売市場は公設、民間を問わず、商店が使いやすくなるような施設整備ができるようにすること。卸売市場の廃止縮小の方向を改め、良質の生鮮食品が卸売市場から地域商店にまわるようなしくみに改善すること。

電子商取引について人材確保・育成、商店街にあった形で取り組めるようにすること。

(2) 商店の継承や空き店舗対策を拡充する

空き店舗について、固定資産税、都市計画税の軽減措置をおこなうこと。

商店街、NPOなどが空き店舗を活用した、一時保育やバザーなど地域住民の様々なニーズに対応する事業ができるようにすること。

空き店舗が出た場合に、商店街の機能を維持するために早期にその店舗を活用・再開できるよう、起業から自立までの間の金融支援、経営相談などに応じ、持ち主の代行も果たす「空き店舗マネージャー」制度などをすすめること。また、長期にわたって空き店舗にならないようにリフォームを支援する仕組みをつくること。

商店街と大学、専門学校、高校などの橋渡しをして、商店街が学校から専門的支援を受けたり、学生などが商店街の空き店舗などを活用した特産品の開発をすすめたり、インターネットを使った放送局のとりくみなどをおこなうなど、双方向の様々なとりくみができるようにすること。

商店街、地域住民、NPO、自治体、専門家などが参加した協議会をつくり、空き店舗が出ないように、商店街での消費者の回遊性、要望を調査したり、まちづくりという視点も踏まえた活性化対策がとれるようにすること。

(3) 商売を続けられるよう、業者への緊急生活支援を実施する

家族従業員の給与を必要経費として認める範囲を拡充するなど、税金、社会保険料の軽減のために努力すること。

所得の低い商店世帯への国保の保険料(税)の減免、軽減をすすめること。国保でも傷病手当、出産手当が支給されるようにすること。

病気、出産、介護などで商店を休業せざるをえない時には、お店、家事を応援する「商いヘルパー」を派遣できるようにすること。

(4) コンビニ店が地域の要望に応えるものとなるようルールづくりをすすめる

コンビニ店は、地域によっては欠かせない商店として、若者から高齢者まで広く利用されています。ところが、コンビニ本部が、すでに出店している店の近所に他の店舗を一方的に展開するなど、契約者が犠牲になるケースが後をたちません。コンビニ店が住民の要望に応じて商売を続けられるよう、都として、コンビニ本部とのルールづくりをすすめること。

全店一律の24時間営業を見直すよう、本部に働きかけること。

提言 3 . 都の商店街対策を抜本的に拡充する

石原都政は、国の規制緩和、弱肉強食の「市場原理」まかせの政策に同調し、有効な対策を講じてきませんでした。そればかりか、都も小売店などの経営診断をする中小企業診断士の資格をもつ専門職を廃止、専門家が常駐して経営相談にのり区市町村の産業政策づくりも支援してきた商工指導所を廃止し、中小企業対策審議会も 2004 年 5 月以来一度も開催してきませんでした。

こうした中でも、日本共産党都議団は、各店舗への支援の実現、大型店・チェーン店の商店街活動への非協力問題の改善、買い物弱者支援事業、エコ商店街事業、商店街支援事業の自己負担の改善などを提案し、前進させてきました。

買い物弱者をなくし、消費者に親しまれる商店街づくりをすすめるため、都の予算の増額、政策、体制を抜本的に強化することを求めます。

(1) 全庁横断的、総合的な支援体制をつくる

買い物弱者支援をすすめることと商店街振興施策などを統一的にすすめるため商工振興分野、福祉分野、まちづくり分野など、都の各部局が連携して施策を具体化していく横断的組織（「買い物弱者支援・魅力ある商店街推進」本部：仮称）をつくり、住民、区市町村の要望を良く聞きながら、施策を拡充していくこと。

商店街振興・活性化を支援する条例を都として制定すること。

(2) 区市町村への支援や「新・元気を出せ！商店街事業」を拡充する

区市町村による、商店街利用に関する消費者モニター調査をはじめ、商店街実態調査、消費者など地元関係者の参加による商店街振興プランづくり、各店舗・商店街の経営相談・診断、事業計画づくり、また商店街による各種助成事業への手続きなどを都が支援する専門機関を立ち上げること。

それぞれの商店街には、その立地条件から来る各商店街特有の課題があり、活性化に向けて取り組むべき方向も異なります。地元の区市町村が、住民、商店街などと、各商店街の問題点を把握したり、各商店街にあった独自施策をすすめられるよう区市町村が実施する商店街支援事業への包括補助制度をつくること。

商店街を構成している一つひとつの店舗のバリアフリー化、低電力化、店舗改善にむけた支援制度を立ち上げること。

「新・元気を出せ！商店街事業」など既存の商店街支援事業について、複数の商店街が合同したとりくみも支援対象にしたり、適用要件の緩和、利用回数・補助対象・補助率の拡大をすすめること。

商店街支援事業をすすめる上で妨げになっている、自己資金の確保、申請手続き、事業費の立て替え、事業費融資を受けるための役員等による個人保証などについて、

商店街の負担軽減をすすめること。

商店街の街路灯の電気料金の負担が困難な商店街が出てきています。防犯など地域の安全という公共的役割を担っている「地域の明かり」を守るために、都も一部負担し、商店街の負担を軽減すること。

区市町村がプレミアム商品券を発行する場合の補助をおこなうこと。

商店街にある工務店、不動産屋さんなどとも連携して、空き店舗のテナント誘致やお店・商店街施設のリフォームなどに取り組めるようにすること。

(3) 商店街組合等への支援を強化する

商店街活動の推進には、それを担う人材が欠かせません。現在のように多面的で厳しい競争環境の中では、その役割はますます重要になっています。継続的とりくみをすすめ、経験を積み重ねるなかで、リーダーにふさわしい人が生まれてきます。長期的立場で商店街活動を担う人材育成事業をすすめること。

商店街組合の事務所の固定資産税、組合専従者の人件費負担などの軽減策をすすめること。

商店街が取り組む地域のお祭り、消防団活動、清掃活動、防犯パトロールなども支援対象とすること。

(4) 大型店・駅ナカ店を適正に規制し、商店街と共存・共栄できるようにする

1998年、自民党政府は、アメリカの要求を受けいれて、地域の中小小売店や商店街の営業に影響が出ないように、開店日、店舗面積などを調整することができた大規模小売店舗法（大店法）を廃止しました。日本共産党以外の政党がこれに賛成しました。この結果、大型チェーン店による無秩序な出店と営業時間の野放し状態になり、商店街の経営はますます困難になりました。

アメリカをふくむ欧米諸国では、すでに大型店出店の規制を強化し、地域社会の核である商店街を振興する方向に大転換して、商店街の再生を果たしつつあります。商店街のみなさんと力を合わせ、大型店出店の適正な規制と商店街の振興・再生とを“車の両輪”とする「まちづくり」ルールを再確立することが必要です。

大型店の出退店をすすめる事前の大規模な土地取引については、具体化する前に地元自治体のまちづくり方針との整合性のチェック、地元商店街での買い物客の回遊性などの影響調査をおこない、地元自治体、商店街、住民との合意を求めるなどのルールをつくること。

駅ビルや地域に大型店出店をすすめる場合でも、出店事業者と住民団体、商店街、自治体とが、地域経済振興をめざし、事前説明会の実施、各種影響調査の実施、商店街への影響軽減策、商店街振興への協力などを、相互で取り決める「商店街振興

協定」を結ぶルールづくりをすすめること。

小売商業調整法にもとづく中小業者からの申請について、地域経済振興の立場から活用できるようにすること。

大型店内、駅ナカ内での地元商店物産展を開催するなど、地元商店・商店街との共存・共栄をめざすとりくみをすすめること。

大型店、チェーン店などが積極的に商店街活動へ協力、参加するよう、それぞれの本部に改善を求めること。

提言 4 . 消費税増税の実施を許さず、都民の所得を増やす経済政策へ転換する

都の経済政策は、欧米などの多国籍企業をよびこむことを最重点にしていますが、多国籍企業に労働条件や中小企業との共存・共栄、利益の社会的還元などの社会的責任を果たさせないでよびこんでも、経済はよくなりません。これまで多国籍企業化した大企業は、一方的に国内の生産ラインの縮小や雇用破壊をすすめ、また大型店の一方的な出退店をおこなうなど中小企業を淘汰し、国民の購買力を低下させてきました。都がやるべきは、多国籍企業など大企業に雇用や中小企業の保全などの社会的責任を果たさせ、落ち込んだ都民の購買力を引き上げることや、都内事業者の9割をしめる中小企業、地域経済を活性化することです。

同時にいま、自民党、公明党、民主党、日本維新の会などがすすめる消費税増税を実施させないことが何よりも重要です。消費税増税が実施されれば消費者の家計を大きく圧迫し、商店などは価格転嫁が困難なだけに、商店街は大きな影響を受けます。無駄づかいの一扫と富裕層、大企業への応分の負担など応能負担の原則にもとづく税制改革、正社員が当たり前の社会、中小企業への支援をおこない最低賃金を引き上げるなど国民の所得を増やす経済改革を同時並行ですすめることで、消費税増税にたよらずに、社会保障の充実と財政危機の打開がはかれます。東京都がこうした政策をふまえた経済対策をすすめるよう強く求めるものです。

以上